

# 特記仕様書

委託名 大物公園維持管理業務委託

委託場所 大物公園

委託期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

発注担当課 尼崎市 都市整備局 土木部

**大物公園維持管理業務委託仕様書**

## 一般事項

### 1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、尼崎市が施行する「大物公園維持管理業務委託」に適用する。
- (2) 同種類の事項について、本仕様書及び設計図書と相違ある場合には、本仕様書、設計図書の順位に従い実施すること。

### 2. 法令等の遵守及び手続きの代行

作業施行の実施にあたっては、関係する法令、条例、及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。また関係官公署への必要な届出手続きは速やかに行き、手続きに係る経費については受託者の負担とする。

### 3. 関係書類の提出

受託者は、別紙1に定める様式に基づき、市監督員へ定められた期日までに提出し、承認を受けること。また、変更のあった場合は、速やかに同様の変更書類を提出すること。

### 4. 施行管理

- (1) 受託者は、業務実施計画書により適正な施行管理を行うものとする。
- (2) 現行の業務実施計画書に変更が生じた場合は、市の承認を受けること。

### 5. 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。

### 6. 作業用機械器具等

- (1) 作業用の機械器具、道具類は各作業に適したものを使用すること。

### 7. 現場の安全

- (1) 作業実施時及び作業車の乗入れ時には、来園者や歩行者等に危険のないよう十分注意を払うこと。

- (2) 受託者は、業務従事者の服装、言語及び態度に十分注意し、常に研修、指導を行うよう努めなければならない。
- (3) 受託者は、自己の意思にかかわらず、自己の使用人の行為については自ら行ったと同一の責めを負い、その責めを逃げることはできない。
- (4) 作業実施にあたり、施設、樹木等に損傷を与えないよう十分注意し施行すること。万一損傷した場合は、速やかに受託者の負担で原形に復すること。
- (5) 受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合、応急措置を講じると共に事故発生の原因、経過及び事故による損害の内容等について、文書により遅滞なく担当課長に報告すること。

## 8.作業内容

業務内容		数量	単位	備考
日常管理工	園内清掃	48	回	
芝・草地管理工	除草	3	回	一般園地2,439㎡
	芝生刈取	4	回	芝生広場6,165㎡(機械)、61.6㎡(手刈)
	芝生施肥	2	回	芝生広場6,165㎡+61.6㎡
樹木管理工	高木剪定(障害枝)	16	本	高所作業車使用
	低木剪定	2	回	100cm未満、613㎡
維持管理作業	軽作業	48	回	
遊具広場工	園内巡視	1	式	2h程度、平日204日、休日131日

- (1) 園内清掃(清掃、落ち葉清掃)
 

公園内を清潔な状態に保つためゴミや落ち葉等の清掃を行うものとし、その回数は年間48回以上を基本とする。収集したゴミはビニール袋に入れ、**その他ゴミについても指定場所へ集積すること。**
- (2) 除草
 

年3回以上行い、以下のいずれかの方法により行うものとする。

  - (2)-1 手取り除草
    - ・根元より引き抜いて土砂をよく落とし、ビニール袋に入れてゴミと同様の処理をすること。
  - (2)-2 機械刈り除草
    - ・作業場所の周辺状況により、必要に応じてパネル・シート等を利用し、通行人への安全確保、樹木や施設等を損傷しないように注意すること。
    - ・草刈機の回転刃によるゴミ、小石等の飛散には十分注意すること。
    - ・作業実施に当たっては、作業区域の周辺にセーフティコーンや安全柵等を設置し、歩行者に対して作業中であることを明確にすること。
    - ・除草後は速やかに集積し、ビニール袋に入れてゴミと同様の処理をすること。
    - ・その他は手取り除草に準ずる。
- (3) 樹木剪定
 

高木剪定を年1回、低木剪定を年2回、障害枝剪定を随時、樹種により適切な時期に実施すること。その他は別添「樹木剪定業務仕様書」に準ずる。
- (4) 芝・草地管理工
 

芝刈を年4回、目土・施肥を年2回実施すること。  
作業詳細については、別添「樹木剪定業務仕様書」に準ずる。

(5) 軽作業

別表第1に掲げる維持管理に関する業務について、適切な作業を行うこと。ただし、管理者権限の行使を伴う業務については委託者の立会等を要する場合がある。

(6) 巡視業務

遊具広場の安全管理、危険行為等の注意・指導を行う。

空気膜遊具については、タイマー制御となるため、1年を通じて利用開始時刻（午前9時）及び利用終了時刻（午後5時）は必ず現地で安全点検を行い、門扉の開錠、施錠を行うこと。

危険行為を見つけた場合は注意喚起を行い、必要に応じて市に報告を行うこと。

9. 施設等の安全確認

(1) 業務従事者は作業実施時には施設等の安全確認を行い、各施設の破損、汚損、樹木の枝折れ等管理上危険な状態を発見した場合は、直ちにその旨を現場代理人を通じて、市監督員に連絡すること。また、その箇所を撮影し、監督員にデータで提出すること。

<例> 遊具施設 …… ブランコ、スベリ台、鉄棒等の破損等  
便益施設 …… 便所、手洗い、散水栓等の漏水、破損及び悪質な落書き等  
修景施設 …… 樹木の傾倒木、枝幹の折れ、害虫の発生等  
その他 …… 不法投棄、不法占拠等

(2) 園内での危険な行為や第三者に迷惑のかかる行為を発見した場合は注意を呼びかけ、適正な利用状態の確保に努めること。

<例> ゴルフの練習、車両の無断乗り入れ、大人の野球等

10. 作業完了

受託者は、作業完了後速やかに書類を点検整理し、作業した内容がわかる書類をそろえて市監督員に提出すること。

11. 地域活性化事業（提案型業務）

本市が求める地域活性化に関する提案のとおり、大物公園の芝生広場、遊具広場、築山、蒸気機関車（D51）等を活かし、多世代が交流、参加できるイベント、回遊性・周遊性向上に資する周辺施設と連携したイベント、公園の魅力を増進させ地域住民の身近な活動の場となるようなイベントの企画、実施、情報発信を行うこと。

(1) 本市が想定するイベント内容、実施回数は以下のとおりとする。

**中規模イベント**（計2回）

大物公園の芝生広場の芝生広場を中心にマルシェやキッチンカーを5～10店舗程度出店し、ゼロカーボンベースボールパークの来園者や地域住民をターゲットとしたイベントを開催する。

**小規模イベント**（計3回）

主に地域住民にとって大物公園が身近な活動の場となるような小規模なイベントを開催する。具体的には、公園を利用してみたい、もっと滞在してみたいと地域住民が思えるきっかけづくり、地域で開催される行事と連携したイベント、公園を活用したい市民グループの中間支援などを実施する。

- (2) 地域活性化事業に要す費用の上限額は募集要項に記載のとおりとする。なお、本事業の実施に関する企画、広報、設営、運営、撤去等に係るすべての費用を含むものとする。
- (3) 地域活性化事業の実施にあたっては、事前に事業計画書を提出し市の承認を得ること。
- (4) 地域活性化事業の実施に係る都市公園における利用料金は減免とする。
- (5) 各種イベントの実施にあたっては受託者が収益を上げることを不可とする。ただし、イベント開催にかかる経費に充当するためにイベント出店者やステージ出演者などから参加費等を徴収することは妨げない。
- (6) 事業実施後は、収支報告書を提出すること。

## 12. その他

受託者は、本業務実施にあたり前各項に定めのない事項等の疑義が生じた場合、速やかに委託者と協議すること。

以 上

別表第1

区分	作業内容	管理者権限の行使
整地	園路、遊具付近の石・コンクリート片等の除去、真砂土補充等	-
設置等	くずかご、くずかごの蓋、足止め柵、ベンチ、南京錠（車止め）等	-
	啓発看板（取換作業を含む。処分についても受託者において行うこと。）	○
撤去	くずかご、ベンチ、樹木支柱（古くなったもの）、足止め柵、コンクリート基礎等	-
	啓発看板（処分についても受託者において行うこと。）	○
	放置自転車（一時保管場所への移動）	○
	不法占拠物件（不法耕作やホームレス等の所有物）	○
	<u>枯死木、衰弱木、危険木、実生木（高所作業車を使用しない規模のもの）</u>	○
修繕	ベンチ（座板）、ベンチ（座板以外）、遊具、その他（石積みの石外れ、舗装のモルタル・インターロッキング補修、樹木支柱結束直し等）	-
塗装	ブランコ、スベリ台、鉄棒、コンクリートベンチ等の施設	-
	スツール、安全柵、その他施設	-
清掃	規程回数以上で要望等により必要となった場合の清掃・落ち葉清掃	-
落書き消し	ペーパー掛けでの除去（ベンチ板、木製遊具等）	-
	シンナーでの除去（塗装していない金属部分、石、コンクリート面等）	-
	塗装上塗りでの除去（塗装面）	-
その他	その他委託者が必要と認める雑務 （例）木の枝に引っかかったおもちゃ等の除去、いたずらで巻き上げられたブランコの乗り板を下す等	-

## 公園等保護育成業務共通仕様書

### 一般事項

1. 適用範囲

(1) この仕様書は、尼崎市都市整備局土木部公園維持課及び公園計画・21世紀の森担当が施行する業務に適用する。  
(2) 同種類の事項について、本仕様書及び設計図書と相違ある場合には、特記事項、本仕様書、設計図書の順位に従い実施すること。
2. 法令等の遵守及び手続きの代行

作業施行の実施にあたっては、関係する法令、条例、及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。また関係官公署への必要な届出手続きは速やかに行い、手続きに係る経費については受託者の負担とする。
3. 関係書類の提出

受託者は、別紙1に定める様式に基づき、市係員へ定められた期日までに提出し、承認を受けること。また、変更のあった場合は、速やかに同様の変更書類を提出すること。
4. 施行管理

(1) 受託者は、業務実施計画書により適正な施行管理を行うものとする。  
(2) 現行の業務実施計画書に変更が生じた場合は、市の承認を受けること。
5. 再委託について

(1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
(2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。  
(3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。  
(4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。  
(5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。  
(6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。
6. 作業用機械器具等

作業用の機械器具、道具類は各作業に適したものを使用する

こと。

#### 7. 実施記録写真

受託者は作業毎に実施状況写真を撮影整理し、作業完了後、業務実施報告書に添付し、監督員に速やかに提出すること。なお、写真はカラーとし、作業実施前、実施中、実施後の状況をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影し、写真帳（A4判）に整理すること。

#### 8. 現場の安全

（1）作業実施時及び作業車の乗入れ時には、来園者や歩行者等に危険のないよう十分注意を払うこと。

（2）受託者は、業務従事者の服装、言語及び態度に十分注意し、常に研修、指導を行うよう努めなければならない。

（3）受託者は、自己の意思にかかわらず、自己の使用人の行為については自ら行ったと同一の責めを負い、その責めを逃れることはできない。

（4）作業施行にあたり、施設、樹木等に損傷を与えないよう十分注意し施行すること。万一損傷した場合は、速やかに受託者の負担で原形に復すること。

（5）受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合、応急処置を講じると共に事故発生の原因、経過及び事故による損害の内容等について、文書により遅滞なく担当課長に報告すること。

#### 9. 施設等の安全確認

（1）作業実施時には施設等の安全確認を行い、各施設の破損、汚損、樹木の枝折れ等管理上危険な状態を発見した場合は、直ちにその旨を監督員に連絡すること。

<例>遊具施設 ブランコ、すべり台、鉄棒等の破損等

便益施設 便所、手洗い、散水栓等の漏水、破損及び悪質な落書き等

修景施設 樹木の傾倒木、枝幹の折れ、害虫の発生等

その他 不法投棄、不法占拠等

（2）園内での危険な行為や第三者に迷惑のかかる行為を発見した場合は注意を呼びかけ、適正な利用状態の確保に努めること。

<例>ゴルフの練習、車両の無断乗入れ、大人の野球等

#### 10. 作業完了

受託者は、作業完了後速やかに書類を点検整理し、所定の手続きをとること。

## 樹木剪定業務仕様書

- 1 この仕様書は、尼崎市都市整備局土木部公園維持課に係わる樹木剪定業務に適用する。
- 2 各業務委託の実施にあたっては、公園等保護育成業務共通仕様書を熟知し、関係法令に基づき施行すること。  
労働安全衛生規則に従い業務を実施しなければならない。(安全対策、作業手順、装備等)
- 3 各業務委託契約締結後、街路樹剪定業務については速やかに所轄警察署において道路使用許可を取得すること。また、公園樹剪定業務についても必要に応じて取得することとし、各業務の実施にあたっては、許可条件を遵守すること。
- 4 公園樹剪定業務については、必要に応じて公園内車両等乗り入れ許可書を取得し、各業務の実施にあたっては、許可条件を遵守すること。
- 5 街路樹剪定業務については、交通整理員の配置を基本とし、現状に応じた通行等の安全を確保すること。また、公園樹剪定業務についても、必要な場合は同様とする。
- 6 各業務実施にあたっては、現場責任者を定め、作業時に腕章、若しくはその代用となるもので明示すること。
- 7 剪定枝等は速やかに処理を行い、公園利用、通行等の支障にならないようにし、安全な公園利用、通行等を確保すること。(剪定枝等が発生した当日中に剪定枝等の回収を行い、剪定枝等を放置したまま現場を離れないこと。)
- 8 公園等への出入り後は、車止柵の施錠を確実にを行うこと。
- 9 作業実施にあたっては、作業区域の周辺にセーフティーコーンや安全柵等を設置し、公園利用者や通行車両、歩行者等に対して、作業中であることを明確にすること。  
また、公園樹剪定業務については公園の主要な出入口に、街路樹剪定業務については作業区域の前後の目立つところに、剪定作業を実施していることが明確にわかる看板等を設置すること。  
さらに公園利用者・通行車両等、民家沿いにあつては建物等に細心の注意を払うなど万全の安全対策を行うこと。
- 10 作業実施日には、現場責任者が必ず1回以上区域内を巡回し、公園等保護育成業務共通仕様書の一般事項8に示す「施設等の安全確認」に基づいて異常の発見に努め、緊急を要する事項については、その都度、市監督員に連絡すること。
- 11 公園内または作業区域内で他の利用者に危害を及ぼす恐れのある行為(ゴルフ、単車の乗り入れ等)を発見した場合は見過ごすことなく、注意を行った後、直ちに市監督員に連絡すること。
- 12 作業従事者は、市の代行者であることを十分認識し、市民に対する接遇(対応)には特に注意すること。
- 13 住民から剪定対象以外の樹木剪定を依頼された場合は、丁寧に剪定内容を説明するとともに、依頼者名、連絡先、剪定内容等を市監督員に報告すること。
- 14 枯損木、腐敗木等で放置すると危険な樹木等を発見した時は、直ちに市監督員に連絡すること。
- 15 樹木剪定にあたっては、工程表並びに指示書を基本とするが、現場の状況、花芽分化等を考え併せて実施すること。
- 16 植栽地内に実生樹木が存在するとき、市監督員と協議し撤去すること。
- 17 樹木の形状寸法及び業務実施内容等について、次のとおり定める。

### (1)低木・生垣剪定

現況樹木の高さが低い場合は現状の高さで刈りそろえるものとするが、現状樹木が

高い場合で特に指定のない場合は、低木については概ね 60cm 以下、生垣は概ね 80 cm 以下に切り下げ、外部からの公園内の見通しを確保すること。ただし、植栽場所の状況（例えば石積み上の生垣等）によっては、市監督員と協議し、これより低くなるよう剪定を行うこと。なお、樹木の状況に応じて、刈り込み機械だけでなく、適宜剪定ノコ、鋏等を使用し実施すること。

#### (2)中木剪定

1 株を標準とし、外部から見通せるよう、剪定ノコ、鋏等による切下げ、裾上げ、中透き等を行い樹冠を揃え、敷地境界内にて枝処理を行う。ただし、現況樹木の状況や樹種等により、剪定方法を決定することがある。

#### (3)フジ剪定

夏期剪定：蔓、葉繁茂時の剪定で、垂れ枝及び棚上部の茂り過ぎの枝を剪定すること。

冬期剪定：フジ1本当りの剪定であり、樹形の骨格づくりを目的とする基本剪定の

ことで、花芽を残し、棚全体にわたって剪定すること。また、棚から離れた蔓、枝等は棚に誘引し、シュロ縄で結束すること。

なお、単価契約の場合、冬期のみを実施するとは限らない。

#### (4)高木剪定

樹種特性に応じて樹冠全体を剪定するものとする。

高木（夏期）剪定は年間を通じての常緑樹及び落葉完了前の落葉樹の樹木剪定とする。

落葉樹冬期高木剪定は、落葉後の剪定で、支障枝の処理とともに樹形の骨格作りを目的とするものである。

隣地を越境する枝については、境界内にて処理し、電線、道路標識等の障害枝は切戻し、通行や見通しを阻害する下枝は切除すること。また、従来からあまり剪定を実施していない樹木や、大きい樹木については、樹高を切下げること。

剪定対象樹木（特にプラタナス、ヤナギ、ポプラ等の古木）で枯れ枝、空洞枝等は確実に撤去処分し、上部を軽くすること。

太枝の切り口は滑らかにすること。また既存の切り口であっても必要に応じて滑らかに切り直し、癒合剤を十分塗布すること。

変圧器、高圧線等に接し剪定の困難なものを事前に調査し、対象樹木があれば関西電力㈱に連絡すること。

#### (5)業務実施写真の撮影方法

仕様内容を十分理解し、業務実施前後の状況が把握できるよう撮影すること。撮影は樹種毎に行うこと。ただし、一体的に状況把握できる場合はこの限りではない。なお、業務実施写真がない場合は、出来高として確認できないこともあるので、十分留意すること。

- 18 剪定した樹木は幹周りを測り図面に記入のうえ、市監督員に提出すること。
- 19 作業時に不要な支柱や足止め柵等を発見した場合は、市監督員へ報告し、対応を協議すること。特に危険な状態になっているものについては、即撤去すること。
- 20 その他、設計図書に定めのない事項については、市監督員と協議すること。

以 上

## 植込地管理

### 1. 高木剪定

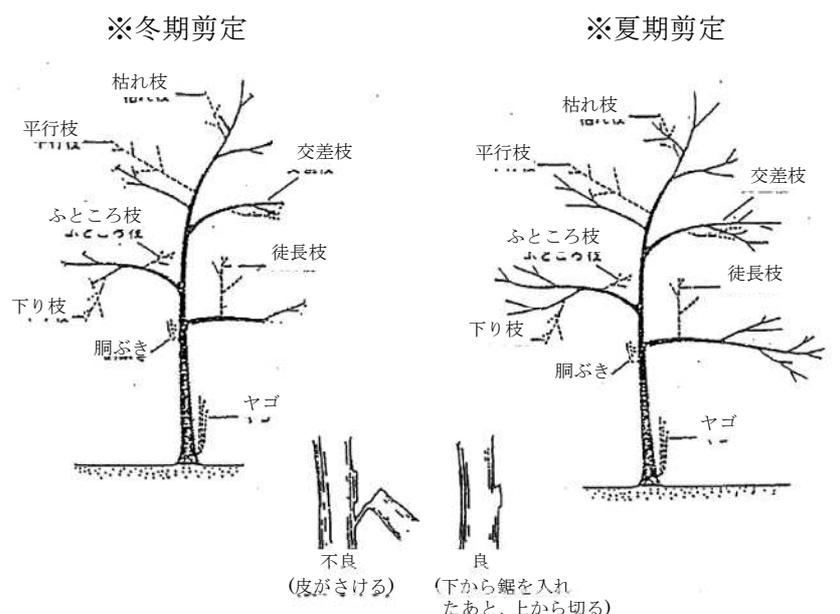
#### (1) 剪定の種類

<冬期剪定>① 樹形の骨格づくりを目的とし、切返し剪定等、樹形の特徴に応じ適正な剪定を行う。

② 剪定時期は、11月～2月とする。

<夏期剪定>① 樹冠整正を基本とし、徒長枝の切り詰め、枝抜き等を行う。

② 剪定時期は、7月～9月とする。



#### <春期剪定・秋期剪定>

① 樹種の特徴及び剪定趣旨に応じて実施する剪定で、各業務の工程に基づき、監督員と協議の上行う。

② 剪定時期は、春期3月～5月、秋期10月～11月とする。

#### (2) 剪定方法

① 枝抜き、弱小枝、病虫害のひどい枝、民家、電線等への障害枝、危険枝、下枝、及び樹冠、樹形に不要な枝等を除去する。

② 太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないように切返しを行い切除する。

### 2. 中木剪定

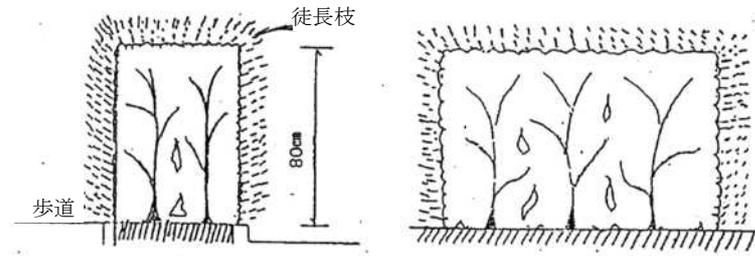
樹木の特徴に応じて、中透かし、徒長枝の切詰めを行う。その他は高木剪定に準ずる。

### 3. 生垣剪定

(1) 監督員の指示する高さに徒長枝等を剪定する、刈込みし、両面、天端をそろえる。

(2) 道路植樹帯については、原則として剪定高を0.8m以下とする、ただし、監督員が別途指示した場合はその指示に従うこと。

(3) 枝葉の疎な部分は、必要に応じて棕欄縄により枝の誘因を行う。



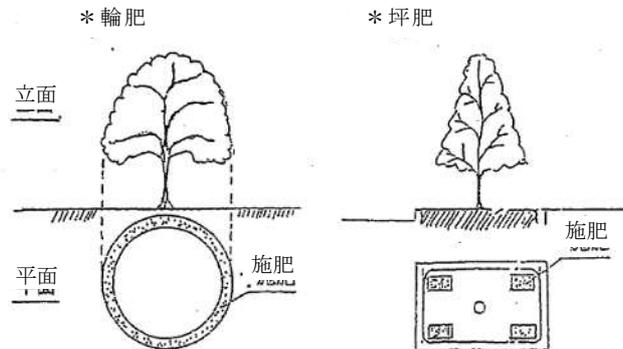
#### 4. 低木・玉物

- (1) 低木は監督員の指示する高さに徒長枝等を剪定、刈込みし、両面、天端をそろえて刈込む。
- (2) 玉物は、枝の密生した箇所は、中透かしを行い、樹冠の小枝を輪郭状に刈込む。
- (3) 大刈込みは、原形を十分考慮し刈込む。また植込み内に入って作業する場合は小枝の損傷に十分注意し実施する。

#### 5. 樹木施肥

施肥時期は12月～2月を標準とする。

- <高木施肥>① 樹木主幹を中心に、枝張り外周線下に深さ20cm以上の縦穴を掘り、所定の量を施肥後、肥料が表面に出ないように覆土する。
- ② 植樹施肥の場合は、四隅に深さ20cm以上の縦穴を掘り、所定の量を施肥後、肥料が表面に出ないように覆土する。



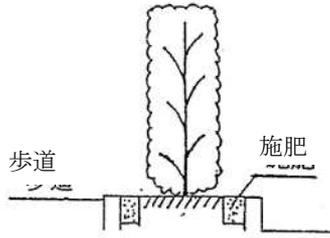
<生垣施肥>① 生垣の両側に平行に深さ20cm以上の溝を掘り、所定の量を施肥後、肥料が表面に出ないように覆土する。

② 溝の位置は、細根の外側とする。

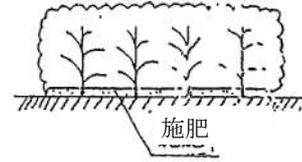
<低木施肥>① 単植にあつては輪肥とし、その方法は高木に準ずる。

② 群植にあつては、植込地内に均一に所定の量を施肥後、軽く中耕する。

\*生垣施肥



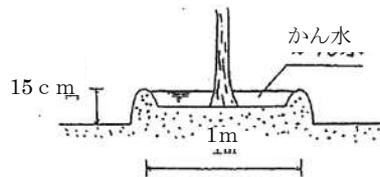
\*低木施肥



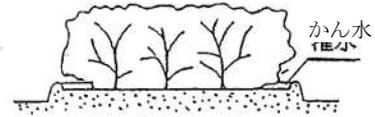
## 6. 樹木かん水

- (1) 高木の根元の周囲に、根元直径の4倍前後を直径として深さ15cm以上の水鉢を作り、鉢一杯に水を溜め、一度水がしみ込んだ後、もう一度鉢一杯に水を溜めること。
- (2) 低木の単植の場合は、高木に準ずる。群植の場合は、周辺に10cm内外の土手を作った後、高木に準ずる。

\*高木かん水

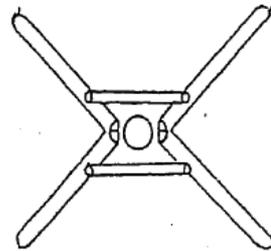
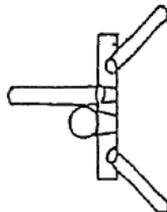
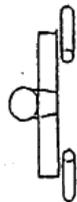


\*低木かん水



## 7. 支柱整備

- (1) 既存の支柱取替は、樹木を傷めないよう根元から完全に引き抜く。新たに取り付ける場合は、県土木工事共通仕様書に準じて行い、詳細は公園施設構造物標準図集を参照のこと。
- (2) 棕欄縄結束は、樹幹に緊密に杉皮を巻いた後、棕欄縄で結束する。施行については、県土木工事共通仕様書に準じて行う。



二脚鳥居型支柱

三脚鳥居型支柱

四脚合掌型支柱

## 8. 枯損木処理

- (1) 切除はできるだけ地際部分より下部で行う。
- (2) 枯損木の処理にあたっては、周辺樹木、施設、公園利用者、通行人等に危害や損傷を与えないよう充分注意して行う。

## 9. 薬剤散布 害虫防除

- (1) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法で定める農薬安全使用基準に基づき行う。
- (2) 散布量は指定の農薬等を指定の濃度に希釈し、よく攪拌した後、均一に散布する。
- (3) 天候に充分注意し、雨天時や強風時には散布しない。
- (4) 害虫防除の場合は、幹や枝及び葉の裏表に葉液が付着するよう樹木全体に均一に散布する。
- (5) 来園者、通行人及び洗濯物や動植物等に薬液がかからないよう細心の注意を払って散布する。

## 芝生管理

### 1. 刈取り

- (1) 刈取りは、芝生内にある樹木、施設等に損傷を与えないよう注意し、縁切り、刈りむら、刈り残しのないよう均一に行う。
- (2) 刈取り高は、2～3cmを標準とする。
- (3) 刈取り後は、刈取った葉茎を残らず取り除いて処分する。

### 2. 施肥

指定の肥料を用い、指定量を芝生地に均一に散布する。

### 3. 目土

- (1) 植物の根やガレキ等の異物が混入していない川砂を使用する。
- (2) 芝生地の凹凸をなくし、均一に散布する。

## 清掃・除草

### 1. 清掃

- (1) 対象区域内の紙くず、空き缶等のゴミは残らず取り除き、低木内のゴミ収集にあたっては、樹木を傷めないよう注意して行う。
- (2) 噴水、池は水を抜き、ゴミ等を除去し、側壁、床面等の洗浄を行い、付着している藻等を完全に除去した後、水をはる。
- (3) 便槽は、槽内の汚水、汚物等を除去し、槽内を洗浄する。
- (4) 集水桝、管渠、側溝は、内部のたまり水、ゴミ等を除去する。
- (5) 上記(1)～(4)までの清掃によって発生したゴミ、汚物等は監督員の指示により処理する。

### 2. 除草

- (1) 手取り除草 雑草は根から丁寧に抜き取り、土をよく払い、処分する。
- (2) 手刈り除草 樹木、施設等を損傷しないよう均一に地際より刈り込み、刈った葉は残らず処分する。
- (3) 機械刈り除草 刈った葉や茎及び小石や砂が付近に飛び散るので、ガードする他安全対策を万全に(歩道面と同じ高さまで撤去)

行うこと。その他は手刈り除草に準じる。

### 剪定枝・枯損木・草等処理

- (1) 剪定枝、枯損木、草等の最終処分地は尼崎市クリーンセンターとする。
- (2) 剪定枝等は 50 c m以内に切断し、太い幹は 10 c mに輪切りすること。

## 別紙 1

様式	書類名	提出		備考
		受託者	委託者	
様式 1 号	業務着手届	○	-	契約締結後 7 日以内
様式 2 号	現場代理人届	○	-	同 上
様式 3 号	業務実施計画書	○	-	契約締結後速やかに ※施工計画書に準じる。
様式 4 号	業務監督員の決定について (通知)	-	○	
様式 5 号	業務実施報告書	○		業務実施後速やかに
様式 6 号	業務確認願	○		業務完了時
様式 7 号	業務確認調書		○	
様式 8 号	業務費等請求書	○	-	業務完了後速やかに

様式1号

課長	補佐	係長	係員

業務着手届

令和 年 月 日

尼崎市 市長様

受託者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

業務名	
業務場所	
業務期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
着手年月日	令和 年 月 日
支払条件	
契約金額	¥
備考	

課 長	補 佐	係 長	係 員

現場代理人届

令和 年 月 日

尼 崎 市 長 様

受 託 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

現場代理人を下記のように定めましたので届出します。

記

業務名称 \_\_\_\_\_

現場代理人

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

経験年数 \_\_\_\_\_ 年

様式3号

課長	補佐	係長	係員

## 業務実施計画書

令和 年 月 日

尼崎市長様

受託者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり計画しましたので届出します。

業務名称 \_\_\_\_\_

様式4号

課長	補佐	係長	係員

尼 第 号

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_

様

\_\_\_\_\_

業務監督員の決定について（通知）

記

業務名称 \_\_\_\_\_

監督員 職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

様式5号

課長	補佐	係長	係員

## 業務実施報告書

令和 年 月 日

尼崎市長様

受託者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

添付した別紙のように実施しましたので報告します。

業務名称 \_\_\_\_\_

様式6号

課長	補佐	係長	係員

### 業務委託確認願

令和 年 月 日

尼崎市 市長様

受託者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

業務名	
契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
請負業者	
契約金額	¥
確認予定日	令和 年 月 日
備考	

様式7号

課長	係長	係長	係員

## 業務確認調書

令和 年 月 日

確認者 職 氏名 \_\_\_\_\_ 印

業 務 名	
確 認 事 項	
契 約 金 額	
契 約 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
請 負 業 者	
備考	

## 業務費等請求書

令和 年 月 日

尼崎市長様

受託者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり委託料を請求します

業 務 名	
契 約 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
請 求 金 額	¥
備考	債権者番号

令和8年度 大物公園緑地維持管理業務委託工程表

実施項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
樹木管理工													
低木剪定 (2回/年)				■		■							年2回
高木剪定 (障害枝剪定)		■											適宜
芝・草地管理工													
機械刈除草 (対象期間各1回)			■		■		■						年3回
手取除草 (対象期間各1回)			■		■		■						年3回
芝刈り			■		■		■		■				年4回
芝・目土 (目土・施肥)			■						■				年2回
日常管理工													
園内清掃 (48回/年)		■											落葉清掃含む
維持管理作業													
軽作業 (48回/年)		■											1回あたり軽作業員2名*2時間程度
遊具広場管理工													
監視業務 (危険行為等防止)		■											1名(2時間)

※工程表は参考であり、受託者を拘束するものではありません

令和8 年度 大物公園維持管理業務委託

設計書

工事番号

路線名等

工事箇所 **大物公園**

工 種 委託



# 契約数量表

	費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
本工事費						
樹木管理工			式		1	
高木剪定(公園用)		常緑及び落葉夏期 障害枝剪定	本		16	
低木剪定			回		2	
芝・草地管理工			式		1	
芝管理(芝刈)			回		4	
芝管理(目土等)			回		2	
除草			回		3	
日常管理工			式		1	
園内清掃		48回/年	回		48	
維持管理作業			式		1	
軽作業		2名、2時間程度	回		48	
遊具広場管理工			式		1	
監視業務(遊具広場) [平日]		1名、2時間巡視	日		204	
監視業務(遊具広場) [休日]		1名、2時間巡視	日		131	

# 総括情報表

単価適用年月日	0-08.01.01(0)		
	今 回		前 回

# 工事費内訳書

頁0-0002/0030

	費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							
樹木管理工							
		1		式			工種 第0001号明細表
芝・草地管理工							
		1		式			工種 第0002号明細表
日常管理工							
		1		式			工種 第0003号明細表
維持管理作業							
		1		式			工種 第0004号明細表
遊具広場管理工							
		1		式			工種 第0005号明細表
直接工事費計							
諸経費				式			
工事価格							













# 施工単価表

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0009/0030

高木剪定（公園用）

[規格1]常緑及び落葉夏期 障害枝剪定

[規格2]処理費あり

[摘要]高所作業車(12m)使用

10

本 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
造園工	3.67	人			
普通作業員	2.80	人			
チェーンソー運転	1.50	日			施工 第0-0002号内訳表
高所作業車運転（賃料）	1.50	日			
運搬工 2tダンプトラック	3.00	回			施工 第0-0004号内訳表
処理費 経済環境局 クリーンセンター	2.33	t			施工 第0-0006号内訳表
合 計	10	本			
単 位 当 り	1	本			















# 施工単価表

施工 第0-0011号内訳表

頁0-0017/0030

芝刈取り（公園用：芝刈機使用）

[規格1]1000m2以上（ハンドガイド式芝刈機）

[規格2]処理費あり

[ 摘要 ]

1000

m2

当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員	0.24	人			1
普通作業員	0.20	人			1
草刈機 [ハンドガイド式・笹/ヨシ等用] [簡易搭乗型]150cm	0.24	日			1
運搬工 2tダンプトラック	0.38	回			施工 第0-0004号内訳表
諸雑費	17.00	%			#01
処理費 経済環境局 クリーンセンター	0.171	t			施工 第0-0006号内訳表
合 計	1,000	m2			
単 位 当 り	1	m2			















# 施工単価表

施工 第0-0019号内訳表

頁0-0025/0030

機械刈除草（肩掛式、防護有り）

[規格1]公園用

[規格2]処理費あり

[ 摘要 ]

100

m2

当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員	0.18	人			1
普通作業員	0.09	人			1
草刈機 [肩掛式] φ255mm	0.18	日			1
運搬工 2tダンプトラック	0.20	回			施工 第0-0004号内訳表
諸雑費	3.00	%			#01
処理費 経済環境局 クリーンセンター	0.090	t			施工 第0-0006号内訳表
合 計	100	m2			
単 位 当 り	1	m2			











